

株式会社ゴトウ・アズ・プランニング 姫路南店
特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕事業
運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ゴトウ・アズ・プランニングが設置する株式会社ゴトウ・アズ・プランニング 姫路南店以下「事業所」という。）において実施する特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 本事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 7 前6項のほか、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「〔介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準〕」（平成18年厚生労働省令第35号）〕定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 株式会社ゴトウ・アズ・プランニング姫路南店
- 2 所在地 姫路市飾磨区野田町187番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(福祉用具専門相談員と兼務)
管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 福祉用具専門相談員 2名以上(常勤換算)
- 3 福祉用具専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の選定を行うとともに、その相談に応じる。特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)(福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕の利用があるときは、福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。また、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)に記載した目標の達成状況の確認を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から日曜日までとする。

営業時間 午前9時から午後5時半までとする。

(特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目)

第7条

- 1 事業所で行う特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法は次のとおりとする。
 - ① 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成する。
 - ② 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、(1)の計画の内容を踏まえ、用具を円滑に使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
 - ③ 対象福祉用具に係る特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与〔介護予防福祉用具貸与〕又は特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選

択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。

- ④ 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
 - ⑤ 対象福祉用具に係る特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。
- 2 本事業所において取り扱う特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の種目は次のとおりである。
- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 腰掛便座 | 4. 入浴補助用具 |
| 2. 自動排泄処理装置の交換部品 | 5. 簡易浴槽 |
| 3. 排泄予測支援機器 | 6. 移動用リフトのつり具の部分 |

(利用料等)

第8条

- 1 特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。
- 2 特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、兵庫県全域（離島は除く）とする。

(衛生管理)

第10条

- 1 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために「事故発生の防止及び発生時対応の指針（別添）」を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条

- 1 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - ① 特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 福祉用具の保管、消毒を委託した事業者の業務の実施状況に関する定期的な確認の結果等の記録
 - ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ゴトウ・アズ・プランニングと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（暴力団排除の規定）

第18条

- 1 指定を受ける法人の役員は、暴力団員等であってはならない。
- 2 事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 3 事業所の運営は、暴力団等や暴力団員等の支配を受けてはならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

第3条（事業の運営）追加

第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）3項追加

第7条（特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目）1項③⑤追加

第16条（身体拘束）追加

令和6年6月1日

第9条（通常の事業の実施地域）一部変更